様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸　借　対　照　表

平成　　年　　月　　日　現在

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資　産　の　部

		千円
Ⅰ　流　動　資　産		
現金預金		
受取手形		
完成工事未収入金		
有価証券		
未成工事支出金		
材料貯蔵品		
その他		
貸倒引当金	△	
流動資産合計		
Ⅱ　固　定　資　産		
建物・構築物		
機械・運搬具		
工具器具・備品		
土地		
建設仮勘定		
破産更生債権等		
その他		
固定資産合計		
資産合計		

負　債　の　部

Ⅰ　流　動　負　債	
支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
未払金	
未成工事受入金	
預り金	
引当金	
その他	
流動負債合計	

Ⅱ　固　定　負　債		
長期借入金		.....
その他		———
固定負債合計		———
負債合計		═══

純　資　産　の　部

期首資本金		.....
事業主借勘定		.....
事業主貸勘定	△	.....
事業主利益		———
純資産合計		═══
負債純資産合計		═══

注　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

1　貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。

2　下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金―――前期末の資本合計

事業主借勘定――事業主が事業外資金から事業のために借りたもの

事業主貸勘定――事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの

事業主利益（事業主損失）――損益計算書の事業主利益（事業主損失）

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6　流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の５を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。

7　記載要領６は、負債の部の記載に準用する。

8　「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。

9　注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。

ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。